

鳥取県告示第 187 号

平成 19 年鳥取県告示第 987 号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコートに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

県道日吉津伯耆大山停車場線に面して東棟も西棟も出入口があり、この県道に車両を駐停車して乗降する人がある。交通事故、渋滞防止のため、県道に駐停車させないよう横断歩道、車両出入口以外の部分すべてに植栽帯を設置してほしい。

2 縦覧に供する期間

平成 20 年 3 月 25 日から 1 月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村地域振興課